

「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令案」に関する意見募集

第213回国会において成立し、令和6年5月24日に公布された「民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）」（以下「改正法」という。）による改正後の民法（以下「新民法」という。）第308条の2は、子の監護費用として相当な額につき先取特権を付与することとし、その額の算定については法務省令に委任することとしています。また、新民法第766条の3第1項及び第2項は、父母が子の監護費用の分担についての定めをすることなく協議離婚をした場合に、離婚時から引き続き子の監護を主として行う父母の一方は、他の一方に対し一定額の養育費の支払を請求することができることとし、その額の算定については法務省令に委任することとしています。

法務省民事局参事官室では、上記各規定の委任に基づき、①先取特権の額の算定に関する事項、②法定養育費の額の算定に関する事項及び③これらに関する附則を定めるため、「民法第三百八条の二の規定による子の監護費用の先取特権に係る額の算定等に関する省令」を制定することを検討していますので、この省令案に対する皆様の御意見をお寄せください。

なお、上記各規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされています（改正法附則第1条）、同政令は現時点では制定されておりません。

寄せられた御意見につきましては、当参事官室において取りまとめた上、今後の検討の参考にさせていただきますが、提出された方の氏名（法人その他の団体においては、名称）、御意見の内容等を公開する可能性があること及び個々の御意見に直接回答することはないことをあらかじめ御了承願います。また、この意見募集は省令案に対する賛否の数を集計することを目的とするものではありませんので、同一の人が同一の意見を複数回にわたり提出することは、お控えください。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和7年9月4日（木）～令和7年10月3日（金）

2 意見送付要領

①先取特権の額の算定に関する事項（省令案第1条関係）、②法定養育費の額の算定に関する事項（省令案第2条関係）、③省令案附則に関する事項のいずれに対する意見かを明記してください。複数の事項に対する意見を提出される場合には、事項ごとに分けて記載してください。

パブリックコメントの意見提出フォーム、電子メール（意見は必ず本文に記載してください。添付ファイル及びURLへの直接リンクはお受けしかね

ます。）又は郵送のいずれかの方法により、日本語にて、意見募集期間の最終日必着で送付してください（外国在住の方も意見を提出していただいて差し支えありません。）。

御意見を頂く際には、住所（市区町村までで結構です。）に加え、個人においては氏名（匿名でも構いません。）、年齢、性別及び職業を、法人その他の団体においてはその名称をそれぞれ記入してください（差し支えがあれば、一部の記載を省略しても構いません。）。

また、各項目について長文の御意見を提出される場合には、集約作業の正確性を期す必要がありますので、御意見の本文とともに、その要旨を各項目の冒頭等に付記してくださいますようお願いします。

なお、電話による御意見には対応することができません。

3 宛先

法務省民事局参事官室

・郵送：〒100-8977

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

・電子メール：minji620@i.moj.go.jp

4 問い合わせ先

法務省民事局参事官室

TEL：03-3580-4111（内線4468）